

2009 ポケゼミ「外交歴史法」最終報告書『捕鯨』
法学部 水村紗英 増山真輝人 豊川祐至

ポケゼミ「外交歴史法」最終報告書
『捕鯨』

法学部一回 水村紗英 増山真輝人 豊川祐至

目次

第一章 はじめに—捕鯨問題とは—

第二章 捕鯨問題の歴史の変遷

- 第一節 国際捕鯨委員会(IWC)と国際捕鯨取締条約(ICRW)の概要
- 第二節 国際捕鯨委員会(IWC)の組織と機能
- 第三節 捕鯨問題の歴史的展開

第三章 捕鯨に関する議論

第一節 捕鯨における法的議論

- 第一項 商業捕鯨モラトリアム
- 第二項 鯨類保護区（サンクチュアリー）
- 第三項 ワシントン条約

第二節 現在行われている捕鯨の形態

- 第一項 日本の調査捕鯨
- 第二項 原住民生存捕鯨
- 第三項 異議を申し立てる国々

第四章 捕鯨問題の解決策

第五章 総括

〔別掲〕

参考資料・参考文献一覧

第一章 はじめに—捕鯨問題とは—

捕鯨問題とは、簡単にいえば、捕鯨国と反捕鯨国の国際的な対立である。人類は、食用のためや灯火燃料や機械油用の鯨油のために捕鯨を行ってきた。しかし、時代が変化するにつれて、資源、自然環境、文化、国際法などの点で争いが生じ、捕鯨問題として国際的対立があらわになった。本来、捕鯨問題とは、さまざまな分野が複雑に絡み合っていて、どの点が最も重要な部分であるか判断することが難しい。以下では、主に国際法的観点から捕鯨問題をとらえ、その対立構造を明確にすることを目的とする。この捕鯨最終報告書の構成として、はじめに、捕鯨問題の歴史の変遷やその起源について、国際捕鯨委員会と国際捕鯨取締条約を中心に俯瞰する。次に、国際法的観点から捕鯨問題をとらえたときどのような議論が行われているのかを考察し、現在における捕鯨の形態と捕鯨推進に向けての各国家の動きを概観することで、国際法的観点における捕鯨問題の争点を明らかにしたい。そして、国際社会上、捕鯨問題の解決に向けてどのような動きがあるのか、またそれがどの程度問題解決への活力となるのかについて考察する。最後に、今までの考察を踏まえて、改めて捕鯨問題の国際社会上の位置づけを行い、捕鯨問題の国際法的観点における全体像を明らかにしたい。

第二章 捕鯨問題の歴史の変遷

第一節 国際捕鯨委員会(IWC)と国際捕鯨取締条約(ICRW)の概要

IWC（国際捕鯨委員会:International Whaling Commission）は国際捕鯨取締条約に基づき設立された国際機関である。1946年12月ワシントンにおいて国際捕鯨取締条約（ICRW）を締結し、事務局を英国のケンブリッジ設置、1949年第一回年次会議がロンドンで開催され、以後、毎年一回開催されている。年次会合では関係規則の改訂、鯨類調査についての研究¹を行っている。IWCは鯨資源の保存及び利用についての規則の採択、鯨及び捕鯨に関する研究及び調査の勧告と組織、鯨類の現状、傾向、これらに対する捕鯨活動の影響に関する統計的資料の分析を主な任務²として行っている。現在（2009年4月）は84カ国³が加盟している。IWCと日本の関係であるが、日本は国際捕鯨取締条約に1951年4月に加入し、委員会の年次会合へは第3回以来これまで毎年代表団を派遣している。1970年代以降、IWCは欧米諸国を中心とした反捕鯨運動の影響を受け、1979年にインド洋鯨類サンクチュアリー、1982年に商業捕鯨モラトリアム（開始は1986年から）、1994年に南大洋鯨類サンクチュアリーを設定する等、締約国の捕鯨活動を大幅に制限した。これに対し、日本は鯨類を適切に管理したうえで、持続可能な利用を図るべきとの立場から、鯨類の適切な保存・管理に不可欠な科学データを収集する目的で1987年より南氷洋、1994年より北西太平洋において毎年捕獲調査を実施した。現在日本は、適切に管理された形での持続可能な商業捕鯨の再開に向け、IWCに様々な働きかけを行っている。

国際捕鯨取締条約（ICRW）は捕鯨国、非捕鯨国に関わらず、いかなる国の政府でも加盟でき、条約の寄託国であるアメリカ政府が申請を受け取った日から加盟国政府は、IWCの会議に出席し、投票できる権利が生ずる⁴。加盟国は分担金を支払う義務を持ち、これを滞納するとIWCでの投票権を失う。

条約は本文と、それを具体的に実施するための規則を定めた附表からなる。条約本文は11の条文からなっており、「鯨族の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序のある発展を可能にする」という条約の趣旨（前文）を掲げ、また附表の修正にあたっては科学的根拠に基づいて行うことを明記し、採択された附表の修正については、それに異議を申し立てる権利を認めている（第5条）。さらに「科学調査」を行う締結国の権利や、その副産物の有効利用の義務（第8条）を定めている。また、附表には、禁漁期や禁漁区、捕獲枠などが定められている。

条約の本文は、条約自体を改訂することなしには変更できないが、附表はIWCの決定によって随時修正することができる⁵。この条約は、議事手続規則に従って、各締結国政府の任命する委員が一票の投票権を有することを定めている。

条約の附表を修正するためには、総会において賛成と反対の合計投票数の3/4以上の賛成票が要求される規則になっている⁶（棄権は含まれない）。そして、附表の改訂を伴わない提案は、総会において単純多数決で決議することができる。それゆえにIWCでは1/4、1/2、及び3/4の3つの投票の割合が決定の大きな関門となる。すなわち1/4以上の票数があれば、附表の改訂を伴ういかなる決議も阻止することができ、さらに3/4以上の票数を獲得すれば、附表を修正することができる。

この中で特筆すべき点は、異議申し立て制度に関する規定である。もし自国に不利な附表修正を行うことが可決されたとしても、定まった手続きを経て異議申し立てを行えば、それを撤回しないかぎり、異議申し立てを行った附表の規定に拘束されないことである⁷。こうしておけば不服があっても条約を脱退する必要がなくなる。条約の脱退防止ができるし、条約非加盟国があることによって起こる混乱を未然に防ぐことができるというメリットがある⁸。実際には1982年IWCが商業モラトリウムを採択した際、ノルウェーは異議申し立てを行い、現在まで商業捕鯨を継続している。またアイスランドは一度IWCを脱退し、2002年に再加盟する際、商業モラトリウムに対する異議申し立てを行い、2006年商業捕鯨を再開した。

第二節 国際捕鯨委員会(IWC)の組織と機能

IWC（国際捕鯨委員会）は、常設の事務局（本部はイギリス、ケンブリッジ）と科学、技術、財政運営といった3つの委員会を持ち、またその下に原住民生存捕鯨や違反などを扱う附属委員会を設けて、その折々の諸問題を取り扱っている。

年次会議は、毎年、5月、6月あるいは7月に、事務局のあるイギリス、あるいは、加盟

国の招致があれば、その国において開催される。科学委員会は年次会議の直前、通常 2 週間前に開催される。これら通常の会議以外でも特別な議題がある場合には、その合間に中間会合が開かれ審議される。

規則措置の変更や附表の修正は、科学委員会で検討され、技術委員会は、その結果を行政的立場から検討したうえで、本会議にあげ、4分の3以上の得票を得て決定される。その条件としては、科学的認定に基づくものであること、またクジラ製品の消費者及び捕鯨業者の利益を考慮に入れたものであることの2つを条約の本文（第5条）で規定している。

また、加盟国政府の提出する決議案（拘束力はない）についても、同様の手続きで審議されるが、これについては IWC において過半数の賛成票があれば採択される。

第三節 捕鯨問題の歴史的展開

将来の鯨類資源の枯渇を危惧し、捕鯨に対し何らかの規制を加えようとする動きは 1900 年代から見られた。1931 年、国際連盟が主体となって、ジュネーブにおいて捕鯨に関する初めての国際条約「ジュネーブ条約」が署名された。しかし、この条約は、捕鯨国の参加意識が乏しかったため機能せず、これとは別に、すべての捕鯨国を網羅した国際捕鯨協定が、1937 年 7 月にロンドンにおいて発効した。参加国は、ノルウェー、イギリス、アメリカ、ドイツ、ニューージーランド、オーストラリア、アルゼンチン、アイルランド、南アフリカの 9 カ国であった。

こうした協定も、鯨類資源の管理というよりは、むしろ鯨油の生産調整を主目的とする傾向があり⁹、1920 年代から始まった南氷洋捕鯨は、鯨油を目的とする経済競争のもとで、多くの鯨資源を荒廃させていった。

第二次世界大戦中の休漁にも係わらず、資源状態が一向に回復していないことに危機感を覚えた捕鯨国は、1946 年 12 月ワシントンにおいて国際捕鯨取締条約（ICRW）を締結する。この条約には 15 ヶ国が署名し、1948 年 11 月に発効し、現在に至っている。第 1 回年次会議は 1949 年にロンドンで開催され、以後、毎年 1 回開催されている。

日本が、IWC に加盟するのは、サンフランシスコ講和会議の後の、1951 年で、第 3 回ロンドン会議からである。

IWC 設立当初から 1970 年代半ばまでは、加盟国はおよそ十数カ国で推移していた。主要加盟国は、ノルウェー、英国、日本、ソ連、オランダなど南極海捕鯨操業国、デンマーク、オーストリア、米国、カナダなど沿岸捕鯨操業国であった。

1972 年、ストックホルムで開催された国連人間環境会議において、「商業捕鯨の 10 年間モラトリアム勧告」¹⁰が提案され、これを契機として鯨類資源は保護されるべきものだとする言説が広がりを見せた。

「商業捕鯨の 10 年間モラトリアム勧告」は、すべてのクジラが絶滅の危機にひんしているというのが理由であったが、これは IWC の科学委員会によって否定された¹¹。アメリカは

このことを受けてIWCに働きかけ、1975年から鯨類資源の新しい管理方式の導入を成功させた。この方式に当てはめると、多くの鯨資源が保護資源、もしくは利用の可否が判定不能な資源に分類されてしまい、IWCの下で利用しうる鯨資源はますます少なくなっていく。

1970年代後半より、加入国が急激に増加し、1980年代には40カ国前後がIWC加盟国となった。これは、ペルーなどIWC非加盟捕鯨操業国および非捕鯨国に対して米国などから加盟が強く促されたことによる。捕鯨国に親和的な票を投じていたカナダは1981年に脱退を通告し、反捕鯨国がIWCにおいて附表改正に必要な4分の3以上の多数を占めた。

1979年ごろからIWCにおける多数派工作が顕著となった。1982年本会議に、捕鯨に反対する欧米を中心とする国々は、科学委員会での審議を経ないまま「商業捕鯨モラトリアム」を提案し、これを成立させた¹²。商業捕鯨モラトリアム導入の理由は、「クジラの捕鯨頭数を定める科学的数字には不確実性があるから」¹³とのことであった。また、この決定には「1990年までにゼロ以外の捕獲枠を設定する」との同意が付いており、日本はこれを足掛かりに科学的調査を強化し、1992年、南氷洋のミンククジラに関する包括的評価を完成し、IWC科学委員会は、南氷洋のミンククジラは総資源頭数76万頭と認め、現在の管理方式に基づけば、100年間に毎年最低2,000頭から4,000頭を捕獲することが資源に何の問題も及ぼさず可能であるということを示した。

ところで、本委員会は改定管理方式(RMP)にもとづく全ての捕獲枠の算定の作業をストップしたばかりか、「国際監視取締制度が完成するまでは商業捕鯨モラトリアムの解除はあり得ない」¹⁴といった科学的判断を全く無視した決断を下した。この年、ノルウェーは、この決議をものともせず、IWCに対する異議申し立ての下、商業捕鯨を再開し、同様に捕鯨国であったアイスランドは、1992年にIWCを脱退した。

このようにIWCは捕鯨国間における鯨類資源の保護・管理を目的として発足したが、いつしか反捕鯨国が鯨類保護の色彩を強め、IWCは捕鯨国と反捕鯨国が激しく対立する政治闘争の場となった。IWCがこのように変質してしまった原因には、IWCの設立条約であるICRWへの加盟方法と附表改訂の手続き方法にある。ICRWは捕鯨国、非捕鯨国に関わらず、いかなる国の政府でも加盟でき、条約の寄託国であるアメリカ政府が申請を受け取った日から加盟国政府は、IWCの会議に出席し、投票できる権利が生ずる。このため内陸国のような全く捕鯨と関わりのない国々でも加盟できる。したがって、反捕鯨国が多数派工作を行い易い状況であったといえる。また附表の改訂には4分の3の得票が必要であることから、科学的議論よりも数の力という政治的圧力が重視された。商業捕鯨モラトリアム決議や南太平洋サンクチュアリー決議では、捕鯨国側の主張がほとんど無視されていたといっ

第三章 捕鯨に関する議論

第一節 捕鯨における法的議論

本節では、捕鯨問題に関する議論の中でも法的な観点からの議論に焦点を当て、捕鯨問題の議論されている争点や反論を明らかにし、その妥当性を検証していく。捕鯨問題に関する法的議論の中で最も重要となってくるのは、前章でも説明した IWC 内の条約である ICRW であるから、初めにミクロの観点から ICRW に関連する議論を取り上げ、その後に、マクロの視点から、より包括的な国際法であるワシントン条約に関する議論を取り上げる。

第一項 商業捕鯨モラトリアム

本項では、現在設定されている商業捕鯨モラトリアムの設置根拠や反論根拠を国際法の観点から明らかにし、争点を整理し、本規定における論点は何かを明確にする。

商業捕鯨モラトリアムとは、鯨類資源に関する科学的情報に不確実性があり、鯨類が絶滅の危機に瀕している危険性があるとして、捕獲した鯨類を商業目的で使用する商業捕鯨を一時停止した IWC の措置である¹⁵。1982 年の採択で商業捕鯨モラトリアムが可決され、1986 年から実施を開始し、現在も継続措置が取られ続けている。

商業捕鯨モラトリアム設置の根拠は、ICRW 第 5 条 1 項である¹⁶。この条文は鯨類捕獲の規制許可の条文なのであるが、この中の「海禁水域及び禁漁水域(保護区域の指定を含む。)¹⁷」に関して付表を随時修正できるという規定が、本モラトリアムの採択に際して最も大きな根拠となった部分であろう。1982 年の年次会議の採択で、賛成 25、反対 7、棄権 5 という結果になったことから分かるように、当時捕鯨に異を唱えていた国が大半であった。本採択に基づいて修正された付表では、付表 I の第 10 項に商業捕鯨モラトリアムの規定がなされており、「商業的捕鯨は、…禁止する。¹⁸」や「あらゆる鯨類資源についての商業目的のための鯨捕獲頭数は、…零とする。¹⁹」また、「母船式捕鯨については…ゼロとする。²⁰」というふうに記されている。商業捕鯨がかなり明確なたちで禁止されていることが見てとれるだろう。

商業捕鯨モラトリアムの採択時に異を唱えた国は 7 カ国であったが、この中でも「捕鯨推進国」と言われる国々——それは日本やノルウェー、アイスランドなのであるが——はこのモラトリアム設置が果たして法的に妥当であるのか否かについて多く提言している²¹。その論理を検討してみたい。

商業捕鯨モラトリアム反論の根拠となっている ICRW 上の条文はいくつかあるが、1) 第 5 条 2 項、2) 付表 I 第 10 項(e)、そして 3) 前文の三つを挙げることができる。

まず第 5 条 2 項であるが、ここでは、第 5 条 1 項に定められた鯨類捕獲の規制に関して付表を修正する際の条件が付されている。この中で挙げられている条件とは、i) 条約の遂行ならびに鯨資源の保存、開発および最適利用を図るために必要であること、ii) 科学的認

定に基づくもの、iii) クジラの生産物の消費者および捕鯨産業の利益を考慮に入れたものであること、の3つである²²。

商業捕鯨モラトリアムが違反していると考えられるのは、ii)の科学的認定という規定である。本モラトリアムは、鯨類資源の頭数の減少や絶滅の危険性に歯止めをかけようという目的で採択されたものであるが、現在では、科学調査によって、ミンククジラなどの数種には、絶滅のおそれがあるような著しい頭数減少は見られないということが、IWCの科学委員会からの発表で明らかになっているからである。また、国連食糧農業機関(FAO)のオブザーバーも、第34回IWC年次会議において、商業捕鯨を全面的・無差別に禁止することに科学的正当性はなく、捕鯨の全面禁止の正当化が、美意識または道徳的理由に基づいて進められている可能性を憂慮している。商業捕鯨モラトリアムが、条約とそぐわない結果を生んでいる現状は、捕鯨再開を求める国々にとっては大きな反論点であると言えよう。

付表Iの第10条(e)でも、第5条2項と類似した規定が定められている。「…最良の科学的助言に基づいて検討される」ものでなければならないという規定である。しかし、商業捕鯨モラトリアムが第5条2項の科学認定規定に違反しているとすれば、これは同時に、本付表にある規定をも逸脱することになるのである。

最後に、ICRWの前文に掲げられた理念と商業捕鯨モラトリアムが背反するのではないかという点も、モラトリアムに反対する論理として挙げることができる。ICRWは、その前文で、「鯨族の適当な保存を赤って商業捕鯨の秩序ある発展を可能にする条約を締結することに決定」と宣言している。つまり、IWCというのは、「商業捕鯨の秩序ある発展」を目的に発足したのだと解することが可能だということだ。そうすると、商業捕鯨モラトリアムは、専ら鯨類の保護に特化したものであるから、この理念に反することになるという反論が成立させることができるのである。前文には条文と違って明確に特定の事項を規定するという法的拘束力はないが、現行モラトリアムと基本理念との間に齟齬が生じているとするとこれは重大な問題であるから、ここで反論根拠となっても何らおかしくはないであろう。そして、この点を問題にするならば、これを第5条2項の他二つの条件——つまり上記1)および3)であるが——にも当てはめて論理を形成することが可能となるのである。

上記に記したような根拠に基づいて、現在でもIWC内で反捕鯨国と捕鯨推進国の意見が対立している状態である。今後商業捕鯨モラトリアムがどのような展開に動いていくのかは未だ不透明であるが、科学的調査の点で捕鯨推進各国から上記のような反論がなされている今、反捕鯨各国は科学的調査の結果を容認しているようである。しかし、それでも尚、道徳的・倫理的観点から捕鯨に反対する姿勢をとるという趣旨の表明をしている国もあるようで、国際的な秩序を維持するために作られた「法」という枠組みがもはや機能しなくなっているのではないかと憂慮する事態も生じてきているようである。

しかし、前文の理念と商業捕鯨モラトリアムとの齟齬という反論根拠には、議論の余地がありそうだ。捕鯨再開を願う国々は、ICRWの目的は「鯨類産業の秩序ある発展」であるというふうに前文を解釈しているが、この解釈は実はかなり限定的な解釈なのである。つ

まり、前文のどこを重視するかによって前文解釈が変わってくるのだ。反捕鯨国が着目する文章からは「鯨類資源の持続可能な利用を認めるのが条約の目的である」という結論が導かれるのだが、他の文章に着目してみると、「地球自然環境の貴重さを示すシンボリック的存在ともいえるクジラ類の全面的な保護が条約の目的である」という結論を導き出すことも可能なのだ²³。

IWC 内で ICRW の解釈が統一されず、捕鯨推進国と反捕鯨国との条約解釈が異なっているとすると、まずはこの解釈の統一を図ることが先決であるのではないだろうか。なぜなら、商業捕鯨モラトリアムの議論の根底にある基盤が ICRW であり、その基盤からして揺らいでいるとなると、健全な議論を展開することは不可能であるからだ。

第二項 鯨類保護区（サンクチュアリー）

本項では、現在設定されている鯨類保護区の現状を概観した後、その中でも南太平洋サンクチュアリーを取り上げ、その設置根拠や反論根拠を国際法の観点から明らかにし、争点を整理し、本規定における論点は何かを明確にする。

鯨類保護区とは、IWC技術委員会のサンクチュアリー作業部会によれば、「長期的保存のために鯨が保護される一定の期間、捕鯨が禁止される海域」のことを指す²⁴。サンクチュアリーが最初に設定されたのは、1979年のインド洋であった。次いで設定されたものが、1994年の南大洋サンクチュアリーであり²⁵、このサンクチュアリーが、捕鯨推進国と反捕鯨国の間での議論的となっている。

補足的ではあるが、サンクチュアリーの設定意義について説明したい。既に商業捕鯨モラトリアムで全面的な商業捕鯨が禁止されていたにもかかわらず、さらにサンクチュアリーを設けるという案に対して、捕鯨推進国側からその有効性への疑問が呈せられた。これに対して提案国のフランスは、環境管理という面から考慮して、索餌海域を保護し海洋生態系の回復に資することが重要であり、そのために保護措置を強化する必要があるからだと説明した。そして、南極大陸とその周辺海域は、様々な条約により保護が図られた特別な海域であったということが、南大洋のサンクチュアリー設定を決定した理由であると²⁶。

南大洋サンクチュアリーの設定根拠となっているのは、第三章の商業捕鯨モラトリアムの際と同様、ICRW第5条1項の「(c)解禁水域及び禁漁水域（保護区域の指定を含む。）... に関して規定する規則の採択によって、付表の規定を随時修正することができる。²⁷」という部分である。このことの裏付けは付表Ⅲの第7項(b)で確認することができる。ここには、「条約第5条1(c)の規定により、南大洋保護区と指定された区域においては、母船式操業によるか鯨体処理用によるかを問わず、商業的捕鯨を禁止する。²⁸」と明記されている。

このように、ICRWに則って設定された南大洋サンクチュアリーであるが、反捕鯨国の間

ではサンクチュアリー（保護区）の正当性が疑問視されている。反論の根拠となっている法は、これも商業捕鯨モラトリアム（禁止期間）の議論と同一なのであるが、ICRW第5条2項の付表修正の条件規定である。「(a)この条約の目的を遂行するため並びに鯨資源の保存、開発及び最適の利用を図るために必要なもの、(b)科学的認定に基づくもの²⁹⁾」という箇所（条約本文）に、現行サンクチュアリー（保護区）の規定が合致していないというのが具体的な根拠である。すなわち、サンクチュアリー（保護区）の設定は「鯨資源の最適の利用」を図ったものではなく単なる生態系保護・環境保護に終始してしまっているということや、科学委員会の発表——絶滅の危機がないと考えられる鯨種もいるという発表——に反して行われているということが反論の根底にある主張なのである。さらに、これも商業捕鯨モラトリアム（禁止期間）で使用された反論の根拠なのであるが、保護区（保護区）の概念がIWCの理念と背反しているのではないかという問題も日本から提起されている³⁰⁾。

このような捕鯨推進国側からの反論に答える反論が、反捕鯨国側から1995年の第47回IWC年次会議において発表された³¹⁾。この反捕鯨国側の主張の要旨は、「IWCのこれまでの活動を歴史的に概観すると、鯨類資源の適当な利用よりもその保存に力を入れ取り組んできたことが分かる。ICRWはIWCの実質的な活動に即して解釈すべきであるから、反論として挙げられた理念との背反などの根拠は説得力を持たない」というものであった。このような主張には一定の説得力がある。なぜなら、このような解釈を容認する趣旨の規定が、条約法に関するウィーン条約第31条3項(b)に明記されているからだ。第31条では、解釈に関する一般的な規則に関する規定がなされているのだが、この中の3項(b)では、「条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの³²⁾」は条約の解釈を変更することができる（条約本文）と規定している。つまり、条約制定後に条約の趣旨と異なる動きがあったとして、それが当事国の合意を得たものなのであれば、条約は現状に合わせて解釈ができるということだ。この条約に沿って考えると、反捕鯨国側が提示した反論の反論には正当性があるとみることができよう。

南大洋サンクチュアリー（保護区）における議論では、捕鯨推進国・反捕鯨国ともに妥当な反論根拠を持っていると考えられる。しかし、ここでは、鯨類保護区設定の措置が果たして不可欠であるかどうかという根本的な部分での議論が必要なのではないだろうか。確かに法的な面で論じてみれば、サンクチュアリー（保護区）を設定することは正当であるし、違法では全くない。しかし、その必要性という点から話を進めてみると、議論はまた違った展開を持つ。既に商業捕鯨モラトリアム（禁止期間）が設定されて、いかなる海域でも一切の商業捕鯨が禁じられているにもかかわらず、二重に同様な捕鯨規制を設けることに意味があるのだろうか、そういった根本的な問題を議論することが不可欠であろう。

第三項 ワシントン条約

(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約, CITES)

この章では、CITES における目的並びに付属書の説明をすることで付属書の位置づけと付属書 I と付属書 II との違いを説明する。次に CITES の締約国会議におけるダウンリストイングをめぐる各国家の動向を見て、そのなかでの賛成国と反対国の主要な議論をとりあげる。さらに留保規定について説明し、最後に国際社会における CITES と捕鯨の関係性を明らかにする。

CITES の目的と付属書の説明

CITES の目的は、絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引を規制することによって、これらの種を絶滅の危機から救おうというもので、条約は本文と、付属書 I、付属書 II、付属書 III と呼ばれる付表からなっている。この付表は、動植物のリストで、付属書 I³³には、絶滅のおそれのある種であって、取引による影響を受けているかまたは受けるかもしれない種があげられ、科学目的や人工繁殖によるものなど、一部の例外を除いては、国際取引が一切禁止されている。付属書 II³⁴には、現在必ずしも絶滅のおそれがある種ではないが、取引を規制しないと将来、絶滅する可能性のあるものである。さらにその可能性のない種でも、条約の効果的な運用上必要な種も掲載されている。また、これらの種は商業目的の取引が認められているが、輸出国、再輸出国の政府による許可証の発行が必要である。

ワシントン条約第 14 条³⁵

鯨を含む海産種について CITES 以外の条約または国際協定の締約国である場合、CITES の付属書 II に掲げる種については、それらの条約または国際協定にしたがって捕獲、採取を行うことができる。つまり、付属書 II に掲げられた鯨種については IWC にしたがって調査捕鯨を行うことができるということだ。

締約国会議の動向

条約の付属書は、1973 年にワシントンの特命全権会議で採択されたとき、国際自然保護連合 (IUCN) が作成した原案をもとに、各国代表が議論して作成された。この時、大型鯨種としては、付属書 I がコク鯨、イワシ鯨の一部系群、シロナガスクジラ、ナガス鯨の一部系群、ザトウクジラ、ホッキョク鯨、セミクジラ、付属書 II がイワシ鯨の一部系群、ナガス鯨の一部系群を掲載した。1979 年の第 2 回締約国会議では、CITES と IWC の関係が決議によって定められた。そこでは、CITES 締約国は、IWC で捕獲禁止とされている鯨種については、付属書 II に掲載されている種であっても輸出及び輸入の許可証を発行しないことを勧告している³⁶。1985 年の第 5 回締約国会議では、ミンク鯨などが付属書 I に掲載され、大型鯨種の付属書掲載が完了した。1994 年の第 9 回締約国会議では、ノルウェーが北太平洋のミンク鯨を付属書 I から付属書 II に移行する、いわゆるダウンリスト提案を提出した。

審議の結果、16票の賛成しか得られず否決された。ちなみに、提案が可決されるのは、賛成票、反対票の合計数の3分の2以上の賛成票が得られた場合である。1997年の第10回締約国会議では、日本はミンク鯨、ニタリ鯨、コク鯨のダウンリスト提案を、ノルウェーはミンク鯨のダウンリスト提案を提出した。日本が提出した北大西洋のミンク鯨提案は賛成45、反対65、南半球のミンク鯨提案は賛成53、反対59、ノルウェーの北大西洋のミンク鯨提案は賛成57、反対51で、いずれも否決された。2000年の第11回締約国会議では、日本の提出した北大西洋のミンク鯨提案は賛成49、反対67、ノルウェーの北大西洋のミンク鯨提案は賛成53、反対52で否決されている。2007年の第14回締約国会議では、日本は、付属書Iに掲載されているクジラ種の科学的根拠に基づく掲載見直し提案を行ったが、否決された。一方、豪州よりIWCモラトリアムが設定されている期間、動物委員会による付属書見直しを実施しないとする提案が可決された。

締約国会議における反捕鯨国と捕鯨国の主張

反捕鯨国は、①ミンク鯨などは生物学的には、資源が健全で全く絶滅の危険はないが、日本やノルウェーが鯨肉の貿易を開始した場合、第三国が日本やノルウェーに対して密輸にはしる可能性があり、予防原則を満たさない、また②CITESはIWCがRMSを完成させるのを待つべきで、それまでは、ダウンリストイングを行うべきではないと主張している³⁷。これに対して捕鯨国は、①唯一の鯨肉の国際貿易の市場は日本のみであり、また日本は国内法によりIWCの加盟国であって現在正当に捕鯨をおこなっている国からの輸入しか認めていないので、第三国から事実上密貿易が起こるはずがなく、また②CITESは、独立したものであって、IWC科学委員会の科学者が合意した鯨類の資源量などに基づいて、IWCの本会議の政治的判断に拘束されることなく、独自の決定を下すべきであると主張している³⁸。主にこのようなことが両者の主張であり、特に科学的な調査の結果が妥当なものであるのかどうか、科学的な調査そのものが信頼できるものかどうか論点となっている。

留保

CITESの第23条では留保について規定されている。1項では、第15条、第16条の規定に基づいて留保を付すことができること、2項では、留保を付すことのできる対象について、3項では、留保を付した場合に締約国の義務を免除されること、がそれぞれ定められている。これに基づき、日本は、マッコウクジラ、ツチ鯨、ミンク鯨、イワシ鯨、ニタリ鯨、ナガス鯨に対して留保を付している。また、ノルウェーはミンク鯨に対して留保を付している。

CITESと捕鯨

CITESによって保護されている鯨種を留保することで、日本やノルウェーは捕鯨を行っている。これは確かに合法的なものであるが、CITESの趣旨には反するものである。つまり、留保をし続けることで、国際社会からの圧力が高まる。しかし、一方では正確な科学

的調査によって得られたデータを信用せず、大型鯨の付属書Ⅰから付属書Ⅱへのダウンリスティングを認めないこともまた問題となる。現在の締約国会議では、ダウンリスティングに賛成する国と反対する国の数がほぼ等しくなっている。これは、IWCにおける捕鯨賛成国と反対国の分布とほぼ重なる。今後、締約国会議においてダウンリスティングが認められるかどうかは、国際社会上捕鯨を認めるかどうかということに対して大きな影響を与える。

第二節 現在行われている捕鯨の形態

本節では、現在法的にも認められ、実際に行われている捕鯨の形態として、日本における調査捕鯨と、先住民捕鯨を取り上げ、商業目的としては禁じられている捕鯨がどのような根拠で正当化されているのかを考察する。また、三節では、現在の捕鯨禁止措置に対して異議を申し立てている国をいくつか紹介し、各国が捕鯨再開に対してどのような活動をしているのかを概観する。

第一節 日本の調査捕鯨

本項では、日本が現在行っている調査捕鯨についての現状を明らかにし、調査捕鯨に関してどのような議論がなされているのかを整理する。そして、オーストラリア連邦裁判所における実際の調査捕鯨の裁判を概観し、現在行われている捕鯨としての調査捕鯨の問題点や論点を考察する。

全面的な商業捕鯨モラトリアムによって、商業目的の捕鯨は一切禁止されてはいるものの、「許される捕鯨」もいくつか存在する。その一つが「調査捕鯨」である。この目的は、1) 資源管理に有用な生物学的特性値の推定、2) 南極生態系における鯨類の役割の解明、3) 環境変動が鯨類に与える影響の解明、4) 南極海ミンククジラの系軍構造の解明など³⁹となっている。つまりは、鯨類の生態系や頭数などの管理・観察という科学的データの作成が、この調査捕鯨の目的ということになる。商業捕鯨モラトリアムが開始された理由が、当時使用されていた科学データに不確実性があるというものであったから、このような不確実性をなくし確実なデータを入手するために、調査捕鯨が行われているのである。

科学的調査捕鯨はICRWで認められている。これを規定するのが、第8条1項である。この条文では、「締約政府は、同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って自国民のいずれかが科学的研究のために鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを認可する特別許可書をこれに与えることができる。⁴⁰」と規定されており、調査捕鯨が法的に認可されているという事実はここから明瞭に理解できる。

では、科学調査において何が問題になっているのだろうか。それは、日本がこの第8条

の権限を濫用しているのではないかという問題である⁴¹。この主張は主に、日本が調査捕鯨を行っている南極海周辺のオーストラリアやニュージーランドから挙げられるものであるが、彼らの主な主張は、日本の鯨類捕獲数が必要以上に多いのではないかと、また、調査捕鯨と言いつつも資源を商業捕鯨として使用しているのではないかとという 2 点であると言える。補足ではあるが、現在の捕鯨頭数は、南極海のミンククジラ 850 頭、ナガスクジラ 50 頭、ザトウクジラ 50 頭などとなっている。そして、二つ目の指摘については、確かに日本は調査捕鯨で捕獲された鯨肉を市場で売買している。

このような反論に対して、日本側も反論を呈している。調査捕鯨による鯨類の科学的解明がIWCの科学委員会で一定の評価を得ているということが、日本の反論根拠となっている。IWCの科学委員会は科学的な見地から捕鯨について管理している部門であるが、その科学委員会が、科学的データに基づいて、ミンククジラについての保護は必要ないのではないかと提案したことも実際にあり、日本の調査捕鯨とそれが産出するデータは一定の評価と信頼を得ていることが分かるだろう。そして、日本捕鯨協会によると、現在捕獲している鯨類の頭数は妥当なものであり、最低限の資源を捕獲しているに過ぎないのだと言う。また、調査捕鯨に使用した鯨類資源を商業的目的に使用することに関してだが、ICRW第 8 条 2 項において調査捕鯨で使用された鯨類資源の可能な限りの使用が義務付けられており⁴²、日本側が鯨類資源を商業的に使用していることの根拠はここに求めることができると考えられる。

このような議論を踏まえたうえで、オーストラリア連邦裁判所において、Humane Society Internationalという環境保護団体が、日本の調査捕鯨船を所有・運航する共同船舶株式会社を相手取って起こした訴訟⁴³を説明したい。これは、日本の調査捕鯨に異を唱えた訴訟ではない。つまり、捕鯨であったから訴えられたのではなく、オーストラリアの指定する海域に船が入り込み漁業活動をしたという事実によって訴えられたのである。この点には注意が必要であるが、実際にオーストラリアにおいて調査捕鯨が問題となり、訴訟にまで発展したという点で一瞥の価値があるがある訴訟であるといえよう。

この訴訟の判決は 2008 年 1 月 15 日に言い渡され、結果は共同船舶株式会社の調査捕鯨は違法であるという内容であった。違法判決の根拠を、連邦裁判所は 2 つ挙げている。一つ目は、連邦法である 1999 年環境及び生物多様性保護法の第 229 条と 230 条に違反したという根拠である。この条文では、Australian Whale Sanctuary（オーストラリア捕鯨禁止区域）を定めているものだ。この内容は、この海域内での一切の捕鯨活動が禁止されるというものであるから、連邦法の観点から言えば、当然に日本の調査捕鯨は禁止されることになる。連邦法によって判断された今回の判決では妥当な判断根拠である⁴⁴。

もう一つの判決の根拠は、オーストラリアの排他的経済水域に関係するものだ。日本の船舶が調査捕鯨を行った海域が、オーストラリアの排他的経済水域であったということも、今回の調査捕鯨を違法とする判断材料となった⁴⁵。しかし、排他的経済水域は経済的な主権の及ぶ範囲であるから、商業目的でない日本の調査捕鯨をこのような理由で違法とするの

は困難な論理なのではないかとも考えられる。したがって、この議論を展開で考えられるのは、日本の調査捕鯨の資源が商業目的に使用されているという指摘を受けてのことではないかと考えられる。

以上、日本の調査捕鯨についての議論や問題点を概観してみたが、ここで問題になっていることは、「商業捕鯨」「調査捕鯨」という区別が明瞭でないということではないだろうか。この区別を IWC 内で明確にしておくことで、調査捕鯨と商業捕鯨の曖昧な問題は生じえない。また、調査捕鯨によって得られる科学的データを IWC 内で厳しく見直していくことも、調査捕鯨を信頼あるものにするために重要であると言えよう。

第二節 原住民生存捕鯨

商業捕鯨モラトリアムによって、1986 年以降（日本については 1988 年以降）、一時的に、すべての商業捕鯨は停止している。しかし IWC は、世界各地で古くから行われてきた小規模な地域捕鯨を、「原住民生存捕鯨」の名の下に、継続的に許可し続けている。

そもそも「原住民生存捕鯨」の規定は、地域社会における、捕鯨の文化的、社会経済的、宗教的、そして食生活上の重要性を認識し、たとえ捕獲対象とする鯨資源の状態が悪くとも、捕鯨を継続して行うことに道を開くものであり、国際的な捕鯨管理の歴史において重要な役割を果たしてきた。

条約が規定する「原住民生存捕鯨」であることを満たすための条件は、時代とともに実質的内容が変貌してきている。

現行条約の前身である、1931 年の国際捕鯨条約においては、条約本文に原住民生存捕鯨であることを満たすための条件を 4 つ掲げ、原住民が非能率的で原始的な捕獲法で捕鯨を行い、製品を地域内消費しなければならなかった。

一方、現行の ICRW には、本文中には原住民生存捕鯨に関する条項はないが、当初から附表第 2 項に、「肉または製品が、もっぱら原住民による地域的消費だけに用いられる場合を除き、仔鯨またはセミ鯨の捕獲または捕殺を禁ずる」とだけ規定されており、使用する船の性能も、捕獲方法も、限定されていなかった。原住民自身が捕らなければならないかどうかという点は明確ではなかったが、1964 年の第 16 回の年次会合において、附表の第 2 項が修正され、「原住民、または原住民のために締約国が行う場合で（下線は筆者による）、肉または製品が、もっぱら原住民による地域的消費だけに用いられる場合を除き、仔鯨またはセミ鯨の捕獲または殺戮を禁ずる」となり、原住民生存捕鯨は、原住民の手によらなくても、原住民のためであれば、政府が代行してもかまわないことが明確に規定された。実際、ロシア極東のチュクチにおいては、コク鯨漁を原住民に代わって政府が行っていた。

つまり、能率の良い近代捕鯨船を使い、捕鯨砲を使用してもかまわないし、原住民自身が捕らなければならないというきまりもなくなったわけである。原住民生存捕鯨に該当する要件は、条約上、「肉または製品が、もっぱら原住民による地域的消費に用いられる。」

ということだけである。これは現行の附表の第 13 項に引き継がれている。

IWC における「原住民生存捕鯨」の実際の解釈や運用においては、肉または製品が地域内で消費されてさえいれば、すべての捕鯨がこの名の下に認められているという訳ではない。そこでは、捕鯨が地域社会にどれだけ根付いているかという、文化的必要性とともに、「生存」という観点から捕鯨の地域社会における必要性がなければならないという見解が根強く残っている。特に反捕鯨諸国の代表は、「生存」とは何かを、ごく狭義に解釈し、自らの生命を守ること、生物としての生き残り、サバイバルの問題とする傾向がある。実際、1997 年の第 49 回の IWC において、アメリカシアトル近郊のマカー族に対して、コク鯨の捕獲枠が認められるまでの過程において、マカー族には過去の歴史に基づく文化的必要性があることを認める一方で、マカー族は過去 70 年間捕鯨を行わなかったにもかかわらず、生き延びてこられたのであるから、「生存」という観点からの必要性は存在しておらず、したがって原住民生存捕鯨の捕獲枠は認められないという見解が反捕鯨国から挙がっていた。これにたいして、ロシア・チュクチの人々は食べるものにも困っているから、文化的必要性のみならず、「生存」の必要性も満たしているというのである。

一方、捕鯨国側の主張は、「生存」とは、狭義に生きるか死ぬかの問題としてとらえるべきではなく、社会全体やその構成員にとって捕鯨がいかに文化的、社会的に、そしてイデオロギー的にも中心的な役割を担っているかということであり、文化的必要性とは切り離して考えられないものとなる。

さらに、IWC における原住民生存捕鯨の議論においては、「商業性」がないことがその必要十分条件であるかのごとき議論がまかり通っている。これは特に日本の沿岸小型捕鯨の議論の際に、それとの対比において反捕鯨国が主張する点である。原住民生存捕鯨も、日本の沿岸小型捕鯨も、ともに捕鯨に対する文化的必要性は有しており、更には文化人類学的に「生存」としての必要性も有していることは認めるにしても、日本の沿岸小型捕鯨には「商業性」があるから、商業捕鯨モラトリアムの下では認められない、というのである。

しかしながら、グリーンランドにおいては、クジラの肉や製品がスーパーマーケットで売買されていることは IWC にも報告されていることであり、アラスカの共同体において、骨や鯨ヒゲの工芸品が土産用に売り買いされていることは、IWC の場においてアメリカの代表団も認めたことである。また現代社会において金銭無くして、どうやって燃料や捕鯨危惧を調達しているというのであろうか。「商業性」とは何なのか、とか「商業性」の有る無しの議論は不毛以外の何物でもなく、日本の沿岸小型捕鯨を認めないための詭弁にすぎない。

以上、原住民生存捕鯨についてみてきたが、原住民生存捕鯨は数々の矛盾を抱えていることが分かる。商業捕鯨モラトリアムによって、すべての商業捕鯨を停止する一方で、原住民生存捕鯨という名の下で捕鯨が認められ、しかも、その実態は商業捕鯨と何ら変わる場所がない。特にアメリカは、反捕鯨国という立場でありながら、自国民であるアラスカ住民にはこの原住民生存捕鯨を認めている。こうしたダブルスタンダードが反捕鯨国側

には存在している。

第三節 異議を申し立てる国々

現在、IWC によって商業捕鯨モラトリアムが実施され、商業捕鯨は全面的に禁止されているのであるが、それに異議を申し立て、独自の判断に基づき商業捕鯨をおこなっている国々が存在する。それはノルウェーとアイスランドである。

ノルウェーは、1986年のIWC決定のモラトリアムに保留の立場を取ったが、1987年にはミンク捕鯨を禁止した。しかし、ノルウェーは、科学委員会がモラトリアムの条文、「遅くとも1990年までに鯨資源の包括的評価を行ない、見直しをする」に反して、モラトリアムの再評価と捕獲割当枠の見直しを發表することなく、代わりに捕鯨について満たすべき新たな条件を提出したことに反発して、独自の判断で1993年に捕鯨を再開した⁴⁶。ノルウェーは科学委員会が採用した改定管理方式（RMP）に基づき年間の捕獲量を決め、2004年度は670頭を割り当てていた。ノルウェーの商業捕鯨再開は法的には合法行為である。なぜなら、IWCでのモラトリアム採択時に、ノルウェーは正式に保留の立場をとっているからである。この保留という行為は、ICRW第5条に準拠している。

また、ノルウェーは次のように主張している。

「国際捕鯨取締条約は、『絶滅の危惧なく捕鯨ができるよう頭数増加を保つこと』を目的としています。さらに、条約では捕鯨の頭数は科学的根拠に基づくこととし、鯨資源の保護と開発、限られた条件下での最適利用を約束しています。つまり、条約は鯨の保護のみが目的ではなく、捕鯨を管理することにより我々人類の今と将来のためにあるのです。道徳的見地から捕鯨に反対するIWC加盟国の考えは、IWCの理念と矛盾することになるのです。」

47

アイスランドは1992年にモラトリアム継続に反対してIWCを脱退した。その後、2001年には国際捕鯨取締条約に再加盟した。この際、アイスランドはモラトリアムに対する異議申し立て、留保をしたため、モラトリアムの拘束を受けないと主張した。2001年7月、IWCロンドン会議でアイスランド加盟について激しい議論が交わされた。本委員会の冒頭、アイスランドの留保をIWCは認めないとする動議がアメリカ及びオーストラリアから提出された。日本やノルウェー、カリブ諸国は、留保を付してIWCに加盟することは個々の加盟国の主権的権利であり、IWCには当該留保の是非を判断する権利はないと主張した。しかし、スウェーデン人であるフェルンホルムIWC議長の強引な議事運営により、アイスランドは投票権のないオブザーバーとされた。これに対して、日本、ノルウェーなどは、本決定は不当であり、本会期における各種議案に関するアイスランドの投票を正式なものを見なすと表明した⁴⁸。結局、2002年10月のIWC特別委員会でもうやくアイスランドの加盟が確認さ

れることとなった⁴⁹。アイスランドは新たな加盟文書を提出し、留保を主張する一方で、2003年から2007年までの計画として、ミンククジラ計200頭について生物学的データの収集及び捕食糧調査を目的とした特別許可を発給する意図を表明した⁵⁰。そして、2006年、アイスランドは商業捕鯨を再開したものの、翌年2007年には一時中断した。これは商業捕鯨を再開する理由の一つであった、日本への鯨肉の輸入が困難であったことによる⁵¹。これは、アイスランド国内で鯨肉の需要が著しく縮小していることを示している。2008年には商業捕鯨を再開した。

ノルウェー、アイスランドのみがIWCの現状に異議を申し立てている訳ではない。2006年6月、第58回IWC年次会議では「セントキッツ・ネーヴィス宣言⁵²」が提案され、日本、アイスランド、ノルウェーをはじめとした、鯨類資源の持続的利用を目指す国々が、IWCにおいて過半数を占め、賛成33票、反対32票、棄権1票の賛成多数で可決された。IWCの拘束力のある決定となるには4分の3の多数が必要とされるが、持続的利用支持国が始めて商業捕鯨の再開に向けて過半数を確保したことは、大きな前進と評価できる。この宣言は、商業捕鯨モラトリアムはもはや必要でなく、科学的根拠に基づく鯨類資源の持続可能な利用の原則の下、国際捕鯨取締条約に従ってIWCがその本来の機能を発揮することへの決意表明を内容とする⁵³。

このように近年「IWCの正常化」に向けた動きが活発化している。IWCが反捕鯨国によるパワーゲームの場から建設的な議論を活発に行える場へと姿を変えることが期待される。

第四章 捕鯨問題の解決策

本章では、これまで説明してきた捕鯨に関する諸問題の解決策について考察する。既にIWCなどの機関で提示されたもの、考えられているものを挙げ、それにどれほどの問題解決力があるかどうかを考えていく。

上記からも分かる通り、捕鯨推進国と反捕鯨国との溝は狭まることはなく、どこまでも解決の見えない議論が様々なアスペクトにおいて繰り返されている。このような状態のままでは、IWCも本来の機能を失ってしまいかねない。このように考えたIWC作業部会は、機能停止に陥ったIWCを活性化するため、そして深刻な対立を打開するため、妥協策として捕鯨推進国と反捕鯨国との折衷案を提案した。捕鯨推進国、反捕鯨国の両サイドの主張を同程度取り入れることで解決を図ろうと試みたのである⁵⁴。

この折衷案は次のようなものだ。日本は現在、日本沿岸の捕鯨再開を強く求めている。この日本の沿岸捕鯨を日帰りかつ5隻以下にのみ限定して向こう5年間容認するかわりに、南極海で行っている調査捕鯨は全面的に禁止しようという交換条件の折衷案である。商業

捕鯨についてはこれまで通りモラトリアムを適用することも条件に加えられた。

このような折衷案をIWCが提示したにもかかわらず、この案にもオーストラリアから反論が上がった。オーストラリア政府は、調査捕鯨は即時停止されるべきであると強く主張して反発しただけでなく、日本近海でのミンククジラの生息頭数には大きな懸念があるとし、沿岸捕鯨の再開にも難色を示したのである。このような激しい反論からこの折衷案の合意は1年後に見送られたのだが、なかなかこの措置が実行されていないというのが現状である⁵⁵。

以上、基本的な事項から法的な議論まで、包括的に捕鯨問題を検証してみた。IWCにおいて捕鯨問題に関わる様々な対立を解消すべく解決策の模索と実践が図られてはいるものの、それが実際に行動に移され、対立が解決するという段階には到達していないというのが現在の捕鯨問題の状況である。

では、どうすれば捕鯨問題における対立を解消することができるのだろうか。法的な観点から問題を調査し、分析してきた我々が、問題を概観した上で解決策を模索してみたいと思う。

今回の法的議論の分析から明らかになったことは、IWCそしてその基本条約であるICRWが本来果たすべき機能をきちんと果たせていないことであつた。上記からも読み取れるのであるが、ICRW内で問題になる各条約の解釈が、捕鯨推進国か反捕鯨国であるかの立場の違いで180度違った見方や解釈を持っているという現状が、商業捕鯨モラトリアムでのICRW前文の扱いや、日本の調査捕鯨に対する批判の中に現れているのである。このことが示すのは、問題の本質が、条約の解釈という最も重要にして合意の基本である部分から生まれているということだ。つまり、捕鯨問題を根本から解決する策は、IWC内でICRWの各条約の解釈を統一することではないかという結論を見出すことができるのではないだろうか。本章で示したような妥協的な解決方法は、根本を見直したのではなくただ単に表面的な対立をなくそうとしたものだからこそ、うまく機能することができなかった。だからこそ、捕鯨問題の解決に必要なことは、捕鯨問題に関わる国際法の解釈を統一することであるといえるのである。もちろん、法に独自の解釈を当てはめるといふ法利用は大いに重要である。しかし、国際的なコンセンサスを作り出し、世界的な秩序を守る国際法では、国家間の解釈の統一を図ることで目標とする秩序を作り出すことが可能である。IWCにおいてより根本的な法律の各条文に焦点を当て解釈の統一という観点から議論を行うことが、捕鯨問題に対して明るい解決方法を考える手段を与えるのではないだろうか。

第五章 総括

最終章である本章では、今まで行ってきた議論を全て振り返り、我々の捕鯨問題に関する議論を簡潔にまとめる。

捕鯨問題で最も問題となるのは、IWC とその基本条約である ICRW である。この中でも法的な議論の的になっている事項は、商業目的の捕鯨を一切禁止する商業捕鯨モラトリアムやサンクチュアリーと呼ばれる鯨類保護区の指定、国際海洋法条約やワシントン条約との関連である。これらの争点は捕鯨の「禁止」措置に対する議論であったが、現在実際に行われている捕鯨に関してもいくつか争点があり、日本の行う調査捕鯨や原住民生存捕鯨である。商業捕鯨モラトリアムに反発した捕鯨推進の国々の行動も議論として数えることができる。これらの問題に対して今までに解決策が考案されてきてはいるものの、その成果は依然として芳しくなく、解決策は見出されていないのが現状である。

この問題を法的議論から検証してみると、IWC 内、または ICRW の中で、法律の各条約の解釈が統一されていないことが明らかになる。つまり、捕鯨問題に関する議論が解決を見せないのは、法律の解釈という根本的な部分で各国の認識の相違があったからではないかと考えることができるのである。我々の提示する解決策は、各国の求める改革に耳を傾け妥協案を考えるのではなく、IWC 内で法律的観点から真剣に議論し、解釈を統一することである。解釈の統一を行うことによって、議論が正しく行われているのかを確認することが可能となり、捕鯨問題の本質を問い直すことができるようになるのではないかと考えるのである。

-
- 1 外務省:国際捕鯨委員会 (IWC)
<http://www.mofa.go.jp/Mofaj/Gaiko/whale/iwc.html>
 - 2 外務省・前掲注(1)
 - 3 外務省・前掲注(1)

 - 4 国際捕鯨取締条約 第 11 条
 - 5 同上 第 5 条
 - 6 同上 第 3 条 2 項
 - 7 同上 第 5 条 3 項
 - 8 小松正之他 『くじら紛争の真実—その知られざる過去・現在・そして地球の未来—』 56 頁。(2001)
 - 9 小松他・前掲注(8)
 - 10 人間環境に関する行動計画(Action Plan for the Human Environment)
 - 11 喜多義人「鯨類資源の管理と国際法」日本法学 第 71 巻第 3 号 121 頁。
 - 12 国際捕鯨取締条約 附表 10 項(e)
 - 13 Burke, William T., *The New International Law of Fisheries, UNCLOS 1982 and Beyond* (Clarendon Press, 1994), pp.256, 264.
 - 14 同上 11 頁。
 - 15 喜多義人「国際捕鯨委員会と商業捕鯨の禁止」日本法学 71 巻 4 号, 1517 頁。(2006)
 - 16 喜多・前掲注(11) 1517 頁。
 - 17 国際捕鯨取締条約第 5 条 1 項
 - 18 国際捕鯨取締条約付表 I 第 10 項
 - 19 同上
 - 20 同上
 - 21 喜多・前掲注(11) 1517 頁。
 - 22 国際捕鯨取締条約第 5 条 2 項
 - 23 喜多・前掲注(11) 1518 頁。
 - 24 喜多・前掲注(11) 1519 頁。
 - 25 喜多・前掲注(11) 1519 頁。
 - 26 喜多・前掲注(11)
 - 27 国際捕鯨取締条約第 5 条 1 項
 - 28 国際捕鯨取締条約付表Ⅲ第 7 条 (b)
 - 29 国際捕鯨取締条約第 5 条 2 項
 - 30 喜多・前掲注(11) 1517 頁。
 - 31 飯野靖夫「国際捕鯨委員会(IWC)と国際法 -南大洋サンクチュアリーの設定を中心に-」
鯨研通信 393 号, 11~16 頁(1997)
尚、本論文を書くにあたっては、日本鯨類研究所のホームページに掲載されているものを参照した。
http://luna.pos.to/whale/jpn_iino.html
 - 32 条約法に関するウィーン条約第 31 条 3 項(b)
 - 33 外務省:ワシントン条約 (「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」)
(CITES (サイテス) : Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)
<http://www.mofa.go.jp/Mofaj/gaiko/kankyoyoyaku/wasntn.html>
 - 34 同上
 - 35 ワシントン条約(経済産業省:

-
- <http://www.mofa.go.jp/Mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/wasntn.html>)参照
- 36 ワシントン条約第2回締約国会議決議 2.9
- 37 小松他・前掲注(8)
- 38 小松他・前掲注(8)
- 39 日本捕鯨協会ホームページ <http://www.whaling.jp/qa.html>
- 40 国際捕鯨取締条約第8条1項
- 41 セントキッツネーヴィス条約年次会議より 鯨ポータルサイト
<http://www.e-kujira.or.jp/iwc/2006stkitts/iwcmeeting2006.html>
- 42 国際捕鯨取締条約第8条2項
- 43 鈴木亮太郎「捕鯨をめぐる問題--調査捕鯨問題を中心に（特集 海・資源・環境--国際法・国内法からのアプローチ）--（海洋生物資源）」ジュリスト 1365号 57頁。（2008）
- 44 裁判の判決文より Humane Society International Homepage
<http://www.hsus.org/hsi/oceans/whales/>
- 45 Humane Society International・前掲注(44)
- 46 駐日ノルウェー王国大使館 「ノルウェーのミンク捕鯨」
http://www.norway.or.jp/policy/environment/marine/minke_whaling.htm
- 47 駐日ノルウェー王国大使館・前掲注(47)
- 48 水産庁 第53回国際捕鯨委員会年次会議の結果概要について 4. 結果概要(1)
<http://www.jfa.maff.go.jp/rerys/13.07.31.2.html>
- 49 (財)日本鯨類研究所 研究会, 会議概要 (2002年10月~2003年9月)
<http://www.icrwhale.org/03-D-kaigi.htm>
- 50 International Whaling Commission – Scientific Permit Whaling - Iceland
<http://www.iwcoffice.org/conservation/permits.htm#iceland>
- 51 ただしグズフィンソン (Einar Kristinn Gudfinnson) 漁業相は2007年10月, 日本への輸入の見通しが立てば「すぐにも捕獲枠を設定する」とし「鯨肉も通常の商品と同じように貿易を行うべきだ」と強調, 6月前後に始まる来年の捕鯨シーズンまでの決着を希望していると述べている (共同通信 2007年10月9日付配信「対日鯨肉輸出、来春合意をアイスランド漁業相が表明」)
- 52 宣言全文 (<http://www.e-kujira.or.jp/iwc/2006stkitts/58-16Rev.html>)
- 53 外務省:第58回国際捕鯨委員会 (IWC) 年次会合結果
http://www.mofa.go.jp/MOFAJ/gaiko/whale/iwc58_kg.html
- 54 和歌山放送ニュースホームページより <http://wbs-news.net/article/27442672.html>
- 55 AFP BB ニュースより
<http://www.afpbb.com/article/environment-science-it/environment/2564708/3732128>